

## eビジネス & eコマース(電子商品取引)

2003年 7月1日より、EC-directive 2002/38と呼ばれる EU VAT 税法が施行され、eビジネス企業は次の改正法の対象になる可能性があります。

- ▶ EU内の一国を選択し、その国に於いて VAT 登録の義務が発生します。
- ▶ 登録国を通して 商品やサービスを販売した全ての国に VAT 納税が可能になります。たとえば、英国で VAT 登録をしたとすると、ドイツやフランスの VAT も英国を通して納税することが出来ます。
- ▶ 課税額は、商品やサービスを販売した其々の国の税率に基づきます。
- ▶ 登録国を通して 他の EU 諸国に対しても VAT の還付請求をすることが可能です。
- ▶ この税法に違反したときは、厳しいペナルティーが課されます。

eVAT法の適用を受ける必要条件是次のとおりで、この条件を満たすならば 貴社は EU 諸国で VAT 登録と申告を義務付けられます。

### 1. インターネットを利用して、次のようなサービスや商品を販売

ソフトウェアと各種のアップグレード、ウェブホスティング、ウェブメンテナンス、イメージ、フィルム、ムービー、音楽、ゲーム、オークション、IPS (インターネット パッケージ サービス)、オンライン ティーチング、情報提供等

### 2. 商品やサービスの取引相手は、EU 27ヶ国に在住する一般個人？

### 3. 27ヶ国の総ての国において貴社は非居住事業者のステイタスである。

EU27ヶ国: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、マルタ、リトビア、エストニア、キプロス、リトアニア、ブルガリア、ルーマニア